

農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用農作物の範囲に含まれるものであることとする。

大グループ名	作物名 (品種等)		作型	栽培期間(月)	農薬上限使用 延成分回数	化学肥料上限使用量(kg/10a)		
						チッソ	リン酸(目標)	
米	水稻				7	4.5	3	
豆類(種実)	だいず				4	2	7.5	
いも類	さつまいも(かんしょ)				0	3	4.5	
	さといも				4	8.5	7	
	じゃがいも(ばれいしょ)				0	7	4	
	ヤーコン				0	6	5	
	やまのいも				0	5.5	10.5	
雑穀類	スイートコーン(未成熟とうもろこし)				1	9	5.5	
野菜類	赤しそ				0	3	1	
	アスパラガス				6	10	9.5	
	いちご			9	12	9	10	
	えだまめ		露地			2	6	3
			施設				5.5	2.5
	おおば					2	8	5.5
	オクラ					4	14.5	10
	かぶ					3	6	8
	かぼちゃ					2	11	7.5
	カリフラワー					6	21	14.5
	キャベツ					8	20	15.5
	きゅうり		露地	4	8	8	18	21
			施設	5	14	14	17.5	5
	くわい					3	19.5	12.5
	ごぼう					1	12.5	8
	こまつな		露地			3	9.5	6.5
			施設				7.5	5
	さやいんげん					8	8	8
	さやえんどう					3	3.5	7
	しゅんぎく		露地			4	10	6.5
			施設			3	6.5	4
	しろうり					2	8.5	6.5
	しろな		露地			2	7.5	4.5
			施設				5	3
	すいか					5	11.5	8
	ずいき(さといも葉柄)					2	12	4
	ズッキーニ					2	8	6
	だいこん					4	12	7
	たまねぎ					7	10.5	15.5
	チンゲンサイ					1	8.5	6.5
	とうがらし類					2	15	10
	とうがん					1	11.5	9
	トマト			9	14	14	18	19
	なす		水なす ★	露地	10	19	32	27.5
				施設	9	16	32	20.5
			水なす以外 ★	露地	10	19	32	27.5
				施設	9	16	25	12.5
	なばな類					1	16.5	13
	にがうり					3	21	17.5
	にんじん					1	10	6.5
	にんにく					1	10.5	12
	ねぎ					7	12	8
	はくさい					6	24	14
	葉ごぼう					2	11	6.5
	葉だいこん					1	5.5	4.5
	非結球あぶらな科葉菜類 ※しろな、こまつな、チンゲンサイ、みずなを除く					0	6	4
	非結球メキャベツ ※フチヴェール等					1	11.5	11
非結球レタス ※かきちしゃ、サラダ菜等					1	12	9	
ピーマン			6	6	6	16	13.5	
ふき					4	28.5	28.5	
フロッコリー					6	21	11.5	
ほうれんそう		露地			3	12.5	10	
		施設				10	8	

別記 I

農薬については、当該作物が農薬取締法に基づく適用農作物の範囲に含まれるものであることとする。

大グループ名	作物名 (品種等)	作型	栽培期間(月)	農薬上限使用 延成分回数	化学肥料上限使用量(kg/10a)		
					チッソ	リン酸(目標)	
野菜類	まこもたけ			0	9	7.5	
	実えんどう ※グリーンピース等			3	3.5	7	
	みずな			3	11.5	7.5	
	未成熟そらめめ			4	8	4	
	みつば			3	17.5	13	
	ミニトマト		9	14	18	19	
	モロヘイヤ			1	12	12	
	レタス			1	12	9	
	れんこん			1	27.5	14	
	ごま			0	8	5.5	
果樹類	いちじく			5	11.5	12.0	
	うめ			8	9.0	6.0	
	温州みかん			10	12.5	10.0	
	かき			3	6.0	4.0	
	かんきつ ※温州みかん除く			6	12.0	9.0	
	キウイフルーツ			5	4.5	4.0	
	くり			2	3.5	2.5	
	すもも			5	15.5	14.5	
	なし			9	7.0	7.0	
	ぶどう	デラウェア ★	露地		11	6.0	6.0
			施設		10	8.0	8.0
デラウェア以外 ★		露地		12	7.0	6.0	
		施設		10	5.0	5.0	
もも			9	8.5	5.5		
花き類・ 観葉植物	アイリス			2	9.5	4.5	
	きく	夏小ぎく ★		12	11.5	10.5	
		秋ぎく ★	半電2度切り以外 半電2度切り		21	12.0 19.0	11.0 14.5
	けいとう			3	2.5	1.5	
	チューリップ			5	5.5	4.5	
	はばたん			4	8.0	7.0	
	フリージア			3	8.0	4.0	
	ゆり			10	13.0	14.0	
樹木類	まつ	ごようまつ以外 ★	成木	4	2.5	2.0	
		苗木	3				
	ごようまつ ★	成木	4	8.0	8.0		
		苗木	3				
上記に 該当しない 作物	その他作物(作物名)			0	0	0	

★ なす、ぶどう、きく、まつについては、申請に当たって品種等の記載が必要です。

(注)養液栽培の場合には、次のような使用済み養液の適正処理を行う。

- ①液肥としての利用 ②循環利用 ③作物に吸収させる等

◎ 栽培基準は農薬使用延べ成分回数及びチッソの化学肥料上限使用量。リン酸については従来の基準内で使用するよう努める目標値とし、栽培基準には含めない。

◎ 栽培期間の表示のある作物

栽培期間の長さ(月数)により、農薬上限使用延べ成分回数、化学肥料上限使用量を比例計算する。

◎ 有機農産物の日本農林規格において使用が認められている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。

◎ 種子購入時に種子消毒としてすでに使用されている農薬については、農薬使用回数にカウントしない。ただし、種子の購入後に行う種子消毒は農薬使用回数にカウントする。

(例)共同育苗施設から水稻の苗を購入・使用する場合

育苗センターで実施する種子消毒、育苗時に使用した農薬をカウントする。

《農薬成分数カウント例》

○ 箱施用剤にフジワンプリンスを使用した場合

農薬成分が、イソプロチオランとフィプロニルの2成分のため、2回と数える。

○ 除草剤にクサトリエースLジャンボを使用した場合

農薬成分が、カフェストロール、ダイムロン、ペンシルフロンメチルの3成分のため、3回と数える。

◎ その他作物について

・栽培計画(及び実績)において農薬・肥料・堆肥等の資材の使用が「無し」又は「不使用認証」で使用できるもののみ

・作物名は、農薬の適用病害虫の範囲及び使用方法に係る適用農作物等の名称について(平成31年3月29日付け30消安第6281号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知、最終改正:令和3年1月14日)を参考とする(例:その他作物(しょうが))。